

角山環境センター
長寿命化総合計画策定等業務
プロポーザル実施要領

令和2年2月

坂出、宇多津広域行政事務組合

本要領は、坂出、宇多津広域行政事務組合（以下、「当組合」という）が計画する「角山環境センター長寿命化総合計画策定等業務」（以下、「当該業務」という）の委託契約において、最適な契約候補者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きを定めるものである。

1 プロポーザル実施の目的

当該業務は、廃棄物処理事業の特殊性から高い専門的な知識が必要とされることから、「公募型プロポーザル」による事業者選定を実施するものである。

当該業務の契約候補者の選定にあたっては、価格面のみでの選定方法ではなく、企業や技術者の能力及び提案力並びに業務執行体制等を総合的に評価するものである。

なお、プロポーザルに参加する事業者が複数に満たない場合においても当該プロポーザルは実施する。

2 業務に関する事項

(1) 業務名

角山環境センター長寿命化総合計画策定等業務

(2) 履行期間

令和元年度

契約締結日から令和2年3月31日まで

令和2年度（予定）

令和2年4月上旬から令和3年3月26日まで

※当該業務の令和元年度以降については、各年度の組合議会での予算成立が前提となるので、業務内容の変更や実施に至らない場合がある。

(3) 業務の内容

① 長寿命化総合計画策定業務

② 基幹的設備改良工事に伴う発注者支援業務

※業務の内容は、現時点での業務の概要を示すものであり、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）の提案により内容を変更することができる。

また、本プロポーザル提案に必要な資料は参加者に対して貸し出すものとする。

※詳細は、角山環境センター長寿命化総合計画策定等業務仕様書（以下、「仕様書」という。）を参照。

3 委託金額

限度額12,102千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく当組合の入札参加制限を受けていない者であること。

- (2) 当組合が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な入札指名人名簿の記載により土木コンサルについて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規定（昭和52年建設省告示第717号）による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を有すること。
- (4) 公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても当組合が発注する工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 地方公共団体等が発注した当該業務と類似する業務を、元請けとして履行実績を有する者であること。
- (9) 次に掲げる条件を満たす技術者を選任できること。

なお、配置予定技術者は、応募の申込日以前に6箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとする。

ア 管理技術者 1名

技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の登録（総合技術監理部門の「衛生工学 - 廃棄物管理」又は衛生工学部門の「廃棄物管理」）を受けている者

イ 照査技術者 1名

技術士法に基づく技術士の登録（総合技術監理部門の「衛生工学 - 廃棄物管理」又は衛生工学部門の「廃棄物管理」）を受けている者

ウ 担当技術者 1名

技術士法に基づく技術士の登録（衛生工学部門の「廃棄物管理」）を受けている者

5 選定スケジュール

日 時	事 項
令和2年2月21日（金）	募集公告
令和2年3月2日（月）	参加申請書の提出期限
令和2年3月3日（火）	資格審査結果通知
令和2年3月4日（水）から 令和2年3月6日（金）まで	質問の受付期間
令和2年3月9日（月）	質問の回答
令和2年3月23日（月）	技術提案書等の提出期限
令和2年3月25日（水）	審査(ヒアリング)、最優秀提案者の選定
令和2年3月26日（木）	審査結果の通知
令和2年3月27日（金）	業務委託契約締結

6 提出書類

- (1) 公募型プロポーザル参加表明書【様式1】
- (2) 誓約書【様式2】
- (3) 履行実績調書【様式3】
- (4) 配置予定技術者調書【様式4】
- (5) 質問書【様式5】
- (6) 技術提案書等提出届【様式6】
- (7) 技術提案書【様式7、様式7-1から様式7-9】
- (8) 見積書【様式8】

7 参加申込書の提出

- (1) 提出書類：公募型プロポーザル参加表明書【様式1】
誓約書【様式2】
履行実績調書【様式3】
配置予定技術者調書【様式4】
- (2) 提出先：「18 事務局」とする。

- (3) 提出期限：令和2年3月2日（月）午前9時から午後4時まで（厳守）
- (4) 提出方法：持参又は郵送とする。
- (5) 資格審査：応募受付後、応募資格の審査を行い、審査結果は令和2年3月3日（火）までに電子メールにて通知する。この際、技術提案書に係る「提案者番号」を通知する。
- (6) その他：参加表明書の提出後に応募を辞退する場合は、令和2年3月4日（水）までに文書（任意文書）にて通知すること。辞退した場合でも、辞退者が不利益な扱いを受けることはない。

8 質問の受付・回答

- (1) 提出書類：質問書【様式5】
- (2) 提出先：「18 事務局」とする。
- (3) 質問期間：令和2年3月4日（水）から令和2年3月6日（金）までの午前9時から午後5時まで
- (4) 提出方法：電子メールにて提出すること。電子メール送付に当たっては、標題を「角山環境センター長寿命化総合計画策定等業務 質問書」とすること。なお、提出先は「18 事務局」とする。
- (5) 回答方法：提出された質問及び質問に対する回答は、令和2年3月9日（月）に当組合からメールにて通知する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

9 技術提案書類の提出

- (1) 提出期限：令和2年3月23日（月）午前9時から午後3時まで（厳守）
- (2) 提出先：「18 事務局」とする。
- (3) 提出方法：持参とする。
- (4) 提出書類：正本2部、副本10部及び電子データ（CD-R）

ア 技術提案書等提出届【様式6】

- ・正 1部（参加者名及び提案者番号を記入）

イ 技術提案書【様式7、様式7-1から様式7-9】

- ・正 1部（参加者名及び提案者番号を記入）
- ・副 15部（提案者番号のみ記入）

ウ 見積書【様式8】

※技術提案書は、【様式7】から【様式7-9】までを左綴じ（ステープラー）し提出すること。

※技術提案書については、企業名又は企業名等が類推できる表現を一切しないこと。

※見積書【様式8】は、封筒（長形3号）封緘のうえ、業務名、参加者名を表記すること。

10 プロポーザルの審査方法等

- (1) 審査は、角山環境センター長寿命化総合計画策定等業務 プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- (2) 技術提案書及びヒアリングの内容を審査のうえ、評価得点の最も高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を選定する。
- (3) 本業務の応募者が1者であっても、プロポーザルの審査を行い、最優秀提案者を決定する。
- (4) ヒアリング審査の日時については、別途通知する。

1.1 審査基準

本業務の受注者の審査は、委員会において行う。

(1) 評価項目と配点

評価項目		評価内容	配点
企業評価	①成果の確実性 【様式 7-1、7-2】	平成 21 年度以降に完了した類似業務の実績	10
	小計 (A)		10
技術者評価	②管理技術者【様式 7-3】	有する資格	6
		平成 21 年度以降に完了した類似業務の管理技術者もしくは照査技術者としての実績	4
	③照査技術者【様式 7-4】	有する資格	6
		平成 21 年度以降に完了した類似業務の管理技術者もしくは照査技術者としての実績	4
	④担当技術者【様式 7-5】	有する資格	6
		完了した類似業務の実績	4
小計 (B)		30	
地域要件	⑥地域精通度【様式 7-6】	香川県内に本店又は当組合との契約について委任を受けた支店等がある	5
		災害時のボランティア活動が可能である	5
		平成 21 年度以降当組合に対して、当該業務に関する提案実績がある	5
	小計 (C)		15
技術力評価	⑦業務実施体制【様式 7-7】	業務実施体制の特徴・意欲	10
	⑧提案項目 1【様式 7-8】	長寿命化総合計画策定業務に関する内容	15
	⑨提案項目 2【様式 7-9】	発注者支援業務に関する内容	15
	小計 (D)		40
価格評価	見積提示額 (E)		5
合計 (A + B + C + D + E)			100

(2) 各評価項目の得点化

評価項目ごとに、次に示す判断基準により得点化する。

評価区分	判断基準	得点 (式)
企業評価	類似業務の実績がある (最高各 5 点)	実績件数×各 1
	長寿命化総合計画と発注者支援	
	類似業務の実績がない	0
技術者評価	資格要件を満たしている	6
	資格要件を満たしていない	0
	類似業務の実績がある (最高各 2 点)	実績件数×各 1
	長寿命化総合計画と発注者支援	
	実績がない	0
地域要件	本支店あり・ボランティア可能	各 5
	本支店なし・ボランティア不可	各 0
	提案実績がある	5
	提案実績がない	0
技術力評価	極めて高いレベル	配点×1.00
	高いレベル	配点×0.75
	標準的なレベル	配点×0.50
	低いレベル	配点×0.25
	極めて低く業務に支障をきたすレベル	配点×0.00
価格評価	[1 - (見積提示額/予定価格)] × 100 (最高を 5 点とする)	

(3) 応募者の評価得点

100点満点とし、「(1) 評価項目と配点」に示す各評価項目に上記の配点率を乗じたものを得点とする。

各評価項目の得点は審査委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は少数点以下第2位を切り捨てた値とする。

それぞれを合計した得点を評価得点とする。優先交渉権者が2者以上同点の場合は抽選とする。評価得点が60点に満たない応募者は失格とする。

1.2 ヒアリングの実施

- (1) 日 時：令和2年3月25日（水）予定
- (2) 場 所：坂出、宇多津広域行政センター1階会議室

- (3) 時 間：提案書類に基づく説明（15分以内）と事業者選定委員による質疑（15分以内）とし、開始時間等の詳細については、個別に通知するものとする。
- (4) 出席者：出席人数は4名以内とし、担当技術者は必ず出席すること。
- (5) その他：ヒアリングは、非公開とする。

1.3 審査結果

審査結果は、令和2年3月26日（木）に通知する。

1.4 契約手続

- (1) 最優秀提案者は、本業務委託契約に係る優先交渉権を有する。
- (2) 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。
- (3) 契約交渉により当組合との合意に至った場合は、随意契約を行う。

1.5 無効となるプロポーザル

下記のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 提出書類に著しい不備や虚偽がある場合
- (2) 著しく信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) ヒアリングに出席しない場合
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状況に至った場合
- (5) 期限を過ぎて書類が提出された場合
- (6) その他、本要領に違反した場合

1.6 提出書類作成上の留意事項

(1) 履行実績調書【様式3】

「履行実績調書」には、同調書の記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる。

(2) 配置予定技術者調書【様式4】

「配置予定技術者調書」には、各配置予定技術者が有する資格等の写しを添付すること。また、直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者証の写しのいずれかを添付すること。

(3) 業務実績調書【様式7-1】 【様式7-2】

「業務実績調書」には、11の(1)の①の実績を記載すること。また、記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる。

(4) 配置予定技術者の資格・業務実績調書【様式7-3、様式7-4、様式7-5】

「配置予定技術者の資格・業務実績調書」には、11の(1)の②から④の実績等を記載すること。また、記載内容を証明できる契約書等の写し及び参加資格条件を満たしていることを証明できる図面及び仕様書等の写しを添付すること。なお、契約書等の写しについては、一般財団法人日本建設情報総合センターの業務実績情報サービス（TECRIS）の「受注登録業務カルテ受領書」等の写しに代えることができる。

(5) 地域精通度【様式7-6】

香川県内の本支店の有無、ボランティア活動の可否については、当てはまる回答の番号に○を印すこと。また、提案実績については、提案期日の古い順に列記し、提案資料等の控えを添付すること。

(6) 実施方針・業務フロー【様式7-7】

本業務の実施方針及び業務フローを簡潔に記載すること。

様式は任意とするが、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴じ(ステープラー)とし、文字の大きさは12ptを原則とする。また、枚数については、各々片面1頁以内とする。

(7) 企画提案【様式7-8、様式7-9】

各提案項目に対し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴じ(ステープラー)とし、文字の大きさは12ptを原則とする。また、各様式につき片面2頁以内とする。

各様式につきA4版片面5頁以内とすること。

(8) 見積書【様式8】

落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

1.7 その他

- (1) 提出された提案書類を当組合の了承なく公表、使用してはならない。
- (2) 提出された提案書類は、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書類は、参加者の同意がある場合を除き、選定以外に使用しないものとする。
- (4) 提案書類等の作成経費やヒアリング等に要する経費等は参加者の負担とする。
- (5) 業務実施にあたり、提案書類に記載された配置予定技術者の変更については、原則としてやむを得ないと認められる場合（病休、死亡、退職等）を除き認めない。
- (6) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- (7) 提出書類等の提出期限以降における差し替え又は再提出は認めない。

18 事務局（応募申込書等の提出先）

坂出、宇多津広域行政事務組合 事務局 宛て

住 所：香川県綾歌郡宇多津町2915

TEL：0877-49-1100

FAX：0877-49-1103

E-mail：sakauta@ruby.ocn.ne.jp